

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成26年9月24日第2回中種子町農業委員会総会を防災センター2階・第二会議室に会長これを招集する。
2. 出席委員
(公選) 鮫島達・濱脇嘉則・上妻廣美
 小山田弘幸・日高隆克・赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義
(選任) 久保田純一・石堂季男・日高信行
3. 欠席委員
(公選) 雨田勇
(選任) 戸田和代
4. 日程
 日程 第1 会議録署名委員の指名
 日程 第2 会期の決定の件
 日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について
 日程 第4 議案第2号 非農地証明について
 日程 第5 議案第3号 農業経営基盤の強化促進法の改正に伴う「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想」の一部見直しに係る意見の聴取について
 日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について
5. 議事
(議 長) それでは、ただいまから、平成26年第2回、中種子町農業委員会総会を開会します。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、6番小山田委員、8番鮫島安平委員を指名します。
(議 長) 日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。
(委 員) 異議なし。
(議 長) 異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。
(議 長) 日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。
(事務局) はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数1件、筆数1筆、面積2,492㎡、畑2,492㎡でございます。ご審議の程、よろしくお願いたします。
(議 長) 次に議案第1号第1項の順位1について、担当調査委員の14番濱脇

が説明します。

(14 番委員) 去る9月12日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字野間、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇-4、地目畑、面積 2,492 m²です。譲渡人、住所 熊毛郡中種子町野間〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 熊毛郡中種子町野間〇〇〇〇番地12、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所につきましては、伊原の公民館から東に〇〇 m 程行ったところの、左側の町道脇の畑です。隣には本人の〇〇さんのさとうきび畑がありました。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しく申し上げます。

(議 長) 事務局から補足説明はありますか。

(事務局) 別にありません。

(議 長) これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(13 番委員) はい、13番日高です。この贈与と受贈となっているのは、これは何か親戚関係ですか。

(14 番委員) はい、14番濱脇が説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは遠い親戚にあたるそうです。

(13 番委員) はい、わかりました。

(議 長) 他に質疑・意見はありますか。

(委 員) ありません。

(議 長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号第1項順位1については許可することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし。

(議 長) 異議なしと認めます。従って、議案第1号農地法第3条申請の所有権移転順位1については、許可することに決定します。

(議 長) 次に日程第4、議案第2号「非農地証明について」を議題とします。第1項について、担当調査委員の12番下村委員の説明をお願いします。

(12 番委員) はい、12番下村です。議案第2号第1項非農地証明について説明いたします。土地の所在、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇番2、台帳地目畑、地積 585 m²、現況地目宅地、所有者 〇〇〇さん、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地2、現況地目となった経過及びその事由等、土地登記簿の地目は畑であるが昭和49年から耕地として利用せず、現況は宅地となっております。この案件につきましては、先般9月16日午前9時より、雨田委員、小山田委員、事務局より徳永局長、古田係長、日高憲史さん、申請人の〇〇さん立ち合いの下、現地調査を実施いたしました。場所といたしましては、種子島コリーナの付近にあたるわけですが、熊野線に向かいまして、種子島コリーナの裏の方

に〇〇〇〇がありますが、その手前を左側、〇〇〇〇〇に入りまして〇 m 程度の左側の家でございます。この件につきましては、昭和49年から耕地として利用せず、現状は宅地となっています。今回現地で検討しました結果、家や倉庫も建っており、40年くらいは経っておりますので、畑に復元するには不可能であると判断しました。委員の皆様方のご審議を、宜しくお願いいたします。

(議長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号第1項については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「非農地証明について」の第1項については、許可することに決定しました。

(議長)次に日程第5、議案第3号農業経営基盤の強化促進法の改正に伴う「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想」の一部見直しに係る意見の聴取についてを議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、議案第3号農業経営基盤の強化促進法の改正に伴う「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想」の一部見直しに係る意見の聴取についてご説明します。まず、別添の「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の案」をご覧ください。本町においても「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」を策定しているところでありますが、今回鹿児島県の基本方針の見直しにあたっては市町村段階でも見直しを行う必要が生じたということです。その見直しにあたっては施行規則で農業委員会及び農業協同組合の意見を聞かなければならないことになっておりますので、今回議題として、提案し、農業委員会のご意見を伺おうというものです。ここで主な見直しについて農林水産課の横手係長からご説明いただきます。宜しくお願いします。

(農林水産課 横手)お疲れ様です。農林水産課の横手といたします。宜しくお願いします。今回の農業経営基盤強化促進の基本構想というのは、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、今後、町で育成していく担い手の効率的かつ、安定的な農業経営の指標や、目指すべき農業構造の目標を明らかにするとともに、その目標の実現に向けて実施していく事項などを、定めた計画で、概ね5年ごとに、その後の10年間について定めているもので、この基本構想に基づいて認定農業者を新設検定する農業経営改善計画の認定を行っております。今回の農業経営基盤

強化の促進に関する基本構想の見直しについては、平成25年12月に改正されました、農業経営基盤強化促進法及び、平成25年の12月に改正されました、農地中間管理事業の推進に関する法律を受けて、県の基本構想が改正されたことに伴いまして、本町の基本構想の見直しも必要になったとさせていただきます。基本構想の見直しの際には先程も古田係長の方からありましたように、基盤強化法施行規則によりまして、農業委員会と農協の意見を求めることになっているために今回意見を求めさせていただいたところでございます。それでは今回の主な改正の内容につきましては、二つございまして、一つ目は新たに農業経営を営もうとする、青年等の育成・確保に関する目標新設。もう一つ目が農地中間管理事業に関する事項の新設となっております。それでは、基本的には改正案は新旧対照表があると思いますので、これを見て、説明をさせていただきたいと思っております。この改正案につきましては右側が現行で、左側が今回の改正案となっております。新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標の新設については、まず4頁をお願いいたします。4頁の農業経営基盤強化促進に関する目標、下の方になりますけど、4の青年等の就農促進についての項目を追加しております。内容につきましては新規就農促進の方針及び、青年等が目標とすべき所得の水準、労働時間等を記載しております。次に9頁から12頁になります。9頁からは青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標を追加しております。この指標につきましては熊毛支庁の担当者、西之表市、南種子町の各担当者と検討を行いまして、1市2町で統一した内容になっており、営農類型が9種類、概ね認定農業者の取得目標であります360万円の4割程度を5年後の取得目標にした経営規模となっております。次に21頁をお願いいたします。新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項を追加しております。内容につきましては、青年等の確保に向けた取り組み、青年等の支援措置、関係機関の連携を記載しております。次に農地中間管理機構に関する事項の新設については、農地中間管理事業の推進に関する法律の制定によりまして、農地保有合理化法人が行ってきた農地保有合理化事業が今回廃止になりまして、新たに農地中間管理事業の追記を行っております。主な改正箇所は、また戻りますけど13頁をお願いいたします。農業経営基盤強化促進に関する事項の農業経営基盤促進事業の②になりますけども、農地保有合理化事業を農地中間管理事業及び特例事業に変更しております。また18頁をお願いいたします。18頁の2の農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項を、ここも農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項に変更しています。その他いろいろこういう所に農地中間管理事業がありますということで文言を追加とかしておりますけども、主な改正についてはこの2点でございます。その基本構

想につきましては、以前、平成23年度に見直しを行いまして、5年後の来年の27年度に見直しがございます、また来年度もこのようなかたちで、農業委員さんの意見をまた求めるようになりますので、ご検討の程を宜しくお願いします。以上で説明を終わります。宜しくお願いします。

(議 長)ありがとうございました。今回の農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の一部見直しに関しましては、我々農業委員会と各団体の意見を聴取して案に反映させるということでもありますので、皆様のご意見があればお願いしたいと思います。

(議 長)何か皆さんご意見はありませんでしょうか。

(12番委員)はい。いいですか。

(議 長)どうぞ。

(12番委員)これはこういうふうに改正をして、中種子町は行くんだというような一つのあれですか。

(議 長)横手さんお願いします。

(農林水産課 横手)これが町の方針です。

(12番委員)いいんじゃないですか、町の方針としてなら。

(2番委員)はい。

(議 長)はい、2番。

(2番委員)この膨大な資料で、ちょっとわからないところがあるんですけど、農協との関わりとか、兼ね合いとかは何ですか。

(議 長)横手さんお願いします。

(農林水産課 横手)農協さんの方にも意見を求めるというふうになっておりまして、同じ案を農協の方にも送らせていただいて、今、意見を求める段階でございます。

(議 長)2番。よろしいでしょうか。

(2番委員)はい。

(議 長)他に意見はありませんか。

(5番委員)はい。

(議 長)はい、どうぞ5番。

(5番委員)はい、今、農業公社が行っている新規就農の取り組みもやっていますが、それとも多く係わってくるんですか。

(議 長)横手さんお願いします。

(農林水産課 横手)基本的には新規就農者の確保に向けて、連携は農業公社とも連携をとりながら取り組んでいく必要が出てくると思います。

(11番委員)はい。

(議 長)どうぞ11番。

(11番委員)農地中間管理機構の関係もあるんでしょ。これは鹿児島県には、その管理機構というのは、すぐに現段階ではまわっているわけですか。例えば名前だけとか、活動を土地集積とかそこら辺は。

(農林水産課 横手)はい。

(議 長)お願いします。

(農林水産課 横手)中間管理機構につきましては、4月1日の段階で県の地域振興公社の方にもうできてます。事業自体は、進んでいるところ進んでいないところ、いろいろありまして、中種子町は7月1日に、県に一つ機構ができるんですけども、機構と各市町村と一緒に契約を結んで、連携して、事業化ということで、進んでいる段階です。中種子町もモデル地区を設けなさいということで今、原尾の方に農地組合があるものですから、原尾地区をモデル地区として、今から話もしながら進めていこうかと思っています。

(議 長)11番よろしいでしょうか。

(11番委員)はい。

(議 長)他にございませんか。

(議 長)それでは、ただいまの意見を農業委員会の意見として農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の一部変更に反映させていただき、承認することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の一部変更について」は承認することに決定しました。

(議 長)次に日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の3頁をお開きください。承認第1号農用地利用集積計画の承認について、平成26年9月30日を公告日とする利用権設定、所有権移転1件、賃貸借権4件、筆数8筆、面積21,344㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。尚、詳細については資料の4頁から15頁に添付しております。ご審議の程をよろしく願います。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(11番委員)はい。

(議 長)はい、11番お願いします。

(11番委員)ここに適格農業者申請者名簿ということで〇〇〇〇〇〇で出てるんですけども、これとここに〇〇〇〇〇〇があったんですね。どっちが先なんですか。これ、いつ認定なんですか。申請者名簿これができたのは。

(議 長)事務局お願いします。

(事務局)はい。よろしいですか。この適格農業者申請名簿というのがございますが、これは9月の11日に農業公社で行われました、農地利用集積円滑化事業推進会議の中で、適格農業者資格の承認について協議をされ、承認された資料をここに付けております。ですので、その時点

で適格農業者ということが承認をされております。

(11 番委員) 9月11日に承認をされたと。

(事務局長) はい、11日に承認をされています。

(11 番委員) はい、わかりました。

(2 番委員) 2番。

(議 長) はい、どうぞ。

(2 番委員) 関連してなんですけども、この適格農業申請者の〇〇〇〇〇〇さんは認定農業者であるようになっていきますけども、これはどういうかたちでありますか。基準があると思うんですけども、認定農業者の。

(議 長) 事務局お願いします。

(事務局長) はい。認定農業者につきましても、農林水産課の方で審査会があります。認定審査会がありまして、そこで審議をされての結果でございますので〇〇〇〇〇〇については、ちょっとここで詳細な資料を持っていないんですけども、すでに認定農業者でございます。

(議 長) 他に質疑・質問はございませんでしょうか。

(委 員) ございません。

(議 長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし。

(議 長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の件は承認することに決定しました。

(議 長) これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成26年第2回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者